

審判委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程（以下、「基本規程」という。）第34条の規定に基づき、基本規程第28条第1項第3号に規定する審判委員会（以下、「委員会」という。）の所管事項を定める。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、委員長指定の場所に置く。

(業務)

第3条 委員会は、基本規程第33条第1項第3号に規定する業務を推進する。

2 委員会において決定した重要事項は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業)

第4条 委員会は、前条の業務を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青森県内における審判技術の向上に関する計画及び指導
- (2) 本協会登録審判員の統制及び研修
- (3) 本協会が主催・主管する大会への審判割当・派遣及び審判インストラクター割当・派遣
- (4) 東北サッカー協会登録審判員及び審判インストラクターの推薦
- (5) その他、この委員会の目的達成に必要なこと

(組織)

第5条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 市町村協会の審判委員会に所属している者の内から代表各1名とする。
- (2) 本協会の審判委員会に関与している者で、委員会の承認を受けた者。
- (3) 次の委員会の推薦する者各1名
 - ア 第1種社会人委員会
 - イ 第1種大学・高専委員会
 - ウ 第2種委員会
 - エ 第3種委員会
 - オ 第4種委員会
 - カ 女子委員会
 - キ シニア委員会
 - ク クラブユース委員会

2 委員長及び委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員長又は委員の解任は、基本規程第31条の規定による。

(役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名

(2) 副委員長 3名以内

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員会を代表して会議へ出席した場合は、報告書を提出する。

(会議)

第8条 委員会の開催は年1回以上とし、下記事項を審議する。

(1) 事業計画、収支予算、事業報告及び決算に関すること

(2) 規則の改廃及び変更に関すること

(3) 役員の任免に関すること

(4) その他、委員会の運営に関して必要と認めること

2 会議の定足数は委任状も含め2分の1以上の出席とし、決議は委任状も含め出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

3 委員会の招集は、基本規程第32条の規定により行い、委員長が会議の議長となる。

4 会議の議事録を作成し、本協会事務局へ提出する。

(専門部)

第9条 委員会の業務遂行のため、専門部を設置し次のことを行う。

(1) 総務部

イ 予算(案)の作成、決算の報告及び金銭の出納

ロ 議事録の作成及び保管

(2) 強化・指導育成部

イ 2級審判員の指導育成

ロ 2級審判員昇級テストに関わる候補者の選考及び強化

ハ 2級審判員候補者対象の研修会及び講習会

ニ 3級審判員の指導育成及び強化

ホ 3級審判員の認定及び更新講習会の企画、実施

ヘ 3級審判員昇級テストの実施

ト 4級審判員の指導育成

チ 県レフェリーアカデミー生への研修・実技指導

(3) インストラクター部

イ 3級審判インストラクターの資格認定

ロ 3級審判インストラクターの指導育成及び強化

ハ 審判員及び審判インストラクター講習会への講師派遣

ニ 県内各種大会への審判インストラクター派遣

- ホ アセスメントレポートの分析及び評価
- ヘ 2級審判インストラクター昇級テストに関わる候補者の選考及び強化
- ト 県及び地域イントレ参加インストラクターの選考、実施・計画及び運営支援

(4) 女子部

- イ 女子の3級審判員昇級テストの実施
- ロ 女子の2級審判員昇級テストに関わる候補者の選考及び強化
- ハ 女子の2、3級審判員の指導育成及び強化
- ニ 女子の4級審判員の指導育成及び強化
- ホ 指導育成に係わる資料の作成
- ヘ 県内各種大会への審判員派遣

(5) フットサル部

- イ フットサル審判員の育成及び強化
- ロ フットサル審判インストラクターの認定、育成及び強化
- ハ 県内各種大会への審判員及びインストラクターの派遣
- ニ フットサル3級審判員認定講習会及び研修会
- ホ 各県サッカー協会主催の審判研修会及びインストラクター講習会への講師派遣

(6) 登録普及部

- イ Kickoff システムの活用方法の普及及び伝達
- ロ JFA及び各県登録普及部担当者との情報交換

(7) 競技部

- イ 県内各種大会への審判員の派遣

(経費)

第10条 委員会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の一般会計
- (2) その他の収入

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決議を経て、委員長が別に定める。

(改正)

第12条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の改正は、平成27年3月1日から施行する。(5条、6条、9条)
- 3 この規則の改正は、平成31年3月22日から施行する。(1条、3条、6条、8条)

- 4 この規則の改正は、令和元年6月9日から施行する。(5条、6条)
- 5 この規則の改正は、令和2年6月6日から施行する。(6条、9条)
- 6 この規則の改正は、令和4年3月19日から施行する。(1条、3条、4条、5条、8条、10条、12条)